

国土交通省の業務スライドの試行概要

(1) 対象となる業務について

令和8年度以降に新規契約となる建設コンサルタント業務等（建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号）第3各号に定める業務、「官庁営繕部建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和53年11月21日付け建設省営管第383号）第3各号に定める業務並びに「契約業者取扱要領」（昭和55年12月1日付け港管第3722号）にいう測量、調査及び建設コンサルタント等（以下「建設コンサルタント業務等」という。））を対象とする。

(2) 適用スライドについて

国土交通省の工事請負契約書第26条第1項から第4項及び同条第6項に準拠する。

ただし、「(3) 残業務量の算出方法（試行案）」に基づき算出した「変動前残業務委託料と変動後残業務委託料との差額」が、変動前残業務委託料の1000分の15（全体スライドの場合）又は100分の1（インフレスライドの場合）を超える場合に限る。

(3) 残業務量の算出方法（試行案）

- 基準日における残業務量を算定するために行う履行済部分の数量の確認は、数量総括表等の項目に対応して行うものとする。なお、数量総括表等で一式明示した項目であっても、項目の内訳（数量）が、設計内訳書・特記仕様書等の契約図書で確認できる場合には、履行済部分の数量の対象とできる。
- 数量総括表等の項目又はその項目の内訳（数量）（以下「項目等」という。）については、基準日時点で「既履行」、「着手済」、「未着手」に区分し、増額スライドの場合は「既履行」と「着手済」を履行済部分、「未着手」を残業務量部分とし、減額スライドの場合は「既履行」を履行済部分、「着手済」と「未着手」を残業務量部分とする。
- 「未着手」は、基準日以降に着手することが適切な項目等で、かつ基準日以前に着手していないことが明確に確認できる項目等に限る。また、複数の項目等が密接に関連する工種（複数の項目等の履行によって既済部分検査の対象となりうるような工種）は、その一部の項目等に着手している場合、密接に関連する全ての項目等を「着手済」とする。
- 受注者の責めに帰すべき事由により、遅延していると認められる業務量は、増額スライドの場合は、履行済部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、履行済部分に含めないものとする。
- 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている業務量についても、基準日以降の残業務量についてはスライドの対象とする。

(4) 契約上の取り扱い

入札説明書及び特記仕様書に業務スライドの適用を明記

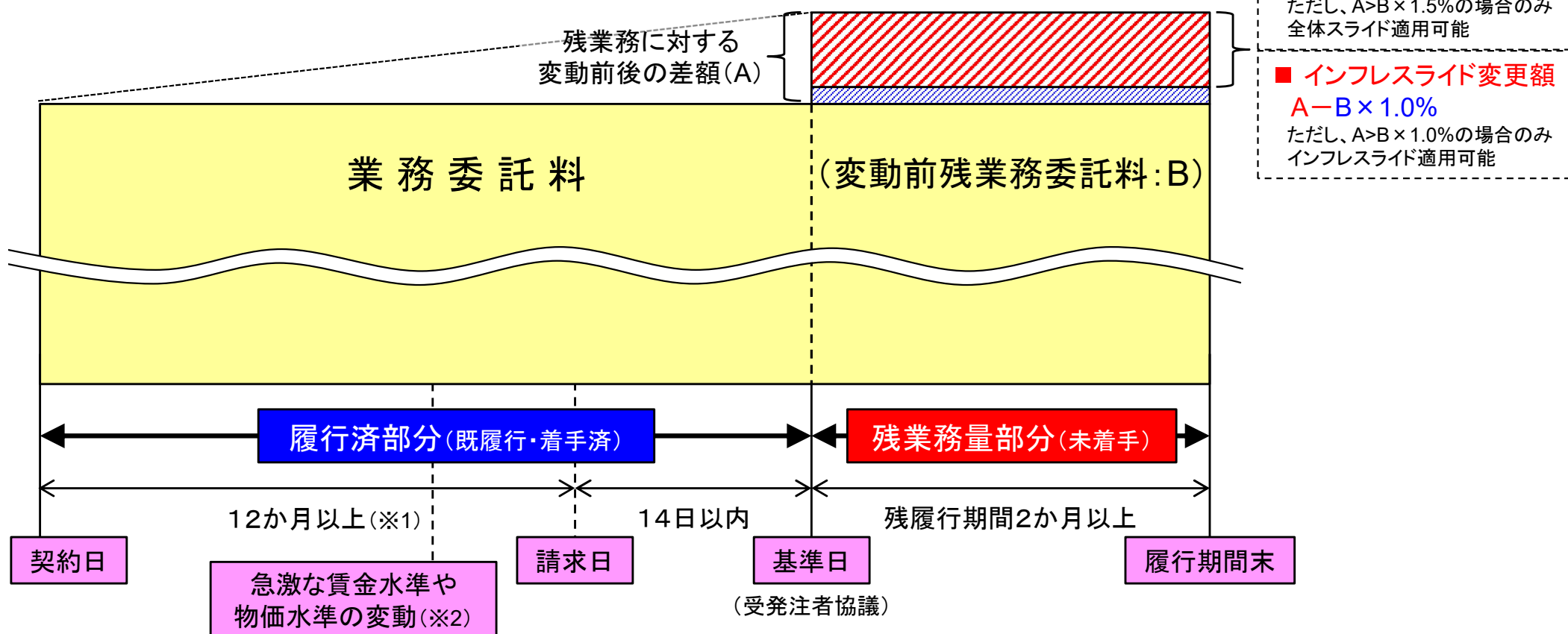
(5) その他

契約後、フォローアップ調査を実施予定

○業務スライドの試行のポイント

- ・スライドとは、賃金等の変動に対処するため変動後の差額(スライド額)を業務委託料に反映する制度
- ・今回の試行では、まずはスライド額を適切に算定できる業務(賃金等の変動時の着手済・未着手が明確に確認できる業務)からの適用を開始

業務スライド(増額)イメージ



※1: 全体スライドの場合、契約締結から12か月以上経過した業務が対象となる。

※2: インフレスライドの場合、履行期間の経過は関係なく、急激なインフレがあった場合が対象となる。

■ 履行済部分 ■ 残業務量部分

主な業務（例）	総括単位	内訳単位	初年度													2年度目													
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
技術資料作成業務																													
業務計画	式	業務																											
技術資料作成	式	工事																											
打合せ	式	回																											
橋梁点検業務																													
計画準備	式	式																											
定期点検	式	橋																											
非破壊検査	式	橋																											
橋梁補修設計	式	橋																											
報告書作成	式	橋																											
関係機関協議資料作成	式	機関																											
打合せ	式	式																											
道路詳細設計業務																													
道路詳細設計	式	(km) 式																											
交差点照明施設詳細設計	式	箇所																											
道路標識詳細設計	式	基																											
仮設構造物詳細設計	式	基																											
関係機関打合せ協議	式	式																											
打合せ	式	式																											

技術者単価改定